

第3回 上下水道事業審議会 資料 (下水道使用料改定の検討)

第3回審議会の目的

使用料収入総額ベースでの改定パターン①～③から採用するものを決定し、実際の使用料体系に反映したもののについて審議する。

※p2～7は前回までの振り返り

課題の整理

公共下水道事業

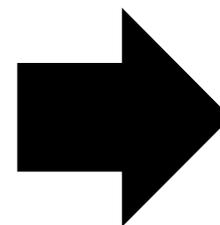
流域下水道維持管理負担金単価の改定による費用負担の増

農業集落排水事業

著しく安い使用料単価の是正
経費回収率が低いにもかかわらず、本市公共下水道事業や
県内農業集落排水事業と比較して安い使用料単価となっている。

両事業共通

多額の基準外繰入金に頼っている状況



使用料改定の検討が必要

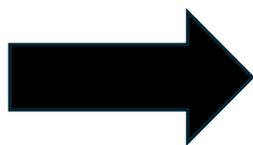
なぜ、基準外繰入金を削減するのか？

受益者負担、独立採算制の原則

公営企業は、その運営に係る費用を、使用者からの**使用料収入をもって運営する**。

一般会計からの繰入金は、国が定める基準を満たす繰入れ（基準内繰入）に限定すべき。

赤字を補填するために繰入れ（基準外繰入）をすることは、「使用の有無」や「使用量の多寡」に関わらず、**税金で市民全体が一律に負担する不公平な状態**。



不公平感の解消

使用料収入総額シミュレーション

基準外繰入金の削減幅と、それに伴う現金収入の減に対応するための改定率を試算している。

➔ 3案とも資金収支はプラスを維持できる。

「基準外繰入金をどの程度削減するか」が、
「使用料改定率」に連動し、
それに伴い「経費回収率」が決まってくる。

使用料収入総額シミュレーション ①

パターン①		公共	農集	全体
基準外繰入	収益的収入	なし	なし	
	資本的収入	なし	なし	
資金収支 (R18までの累計)		プラス	プラス	



パターン①	公共	農集	全体
改定率	30% (1.3倍)	162% (2.62倍)	
経費回収率	123~129%	89~108%	115%~121%
資金収支 (各年度残高)			プラス維持
単価イメージ (20m ³ /税込)	3,780円	5,470円	
県内使用料比較	県内で1番高い	県内で1番高い	

使用料収入総額シミュレーション ②

パターン②		公共	農集	全体
基準外繰入	収益的収入	なし	R18までに 0円	
	資本的収入	R18までに 0円	R18までに 0円	
資金収支 (R18までの累計)		プラス	プラス	



パターン②	公共	農集	全体
改定率	20% (1.2倍)	127% (2.27倍)	
経費回収率	114~119%	77~94%	105%~110%
資金収支 (各年度残高)			プラス維持
単価イメージ (20m ³ /税込)	3,490円	4,740円	
県内使用料比較	県内で1番高い	県内で1番高い	

使用料収入総額シミュレーション ③

パターン③		公共	農集	全体
基準外繰入	収益的収入	なし	R18までに半減	
	資本的収入	R18までに半減	R18までに半減	
資金収支 (R18までの累計)		プラス	プラス	



パターン③	公共	農集	全体
改定率	11% (1.11倍)	55% (1.55倍)	
経費回収率	105~110%	53~64%	92%~97%
資金収支 (各年度残高)			プラス維持
単価イメージ (20m ³ /税込)	3,230円	3,230円	
県内使用料比較	県内で3番目	県内で4番目	

下水道使用料の基本的な考え方（1）

（1）二部使用料制（基本使用料と従量使用料）

基本使用料・・・排水量に関わらず賦課される使用料

⇒安定的な収入

従量使用料・・・排水量の多寡に応じて賦課される使用料

⇒排水量の増減により収入も増減する。

汚水排出量の変動に関わらず固定的に発生する経費（施設の維持管理費、人件費等）を安定的に賄いつつ、使用者の態様に応じた合理的な算定方法として、基本使用料と従量使用料による二部使用料制が有効とされています。

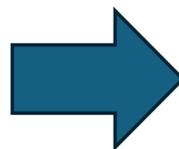
下水道使用料の基本的な考え方（2）

（2）基本使用料及び従量使用料の設定方法

財政シミュレーションで算出した「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」を、性質別（固定的経費と変動的経費）に分解し、その性質に応じて基本使用料、従量使用料に配賦（割り当て）します。

なお、固定的経費は全額基本使用料で賄うことが望ましいが、施設型事業である下水道事業の特性により、一般的に経費に占める固定費の割合が極めて大きく、基本使用料が高額となることから、基本使用料と従量使用料に配賦することが妥当とされている。

固定的経費	需要家費	排水量に関わらず、使用者が存在することによって発生する費用（使用料徴収関係経費等）
	固定費	排水量に関わらず、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用（施設維持管理費、人件費、資本費等）
変動的経費	変動費	概ね排水量の増減に比例して必要となる費用（薬品費、動力費、燃料費等）



下水道使用料の基本的な考え方（3）

（3）使用料対象経費の分解と配賦

財政シミュレーションに基づく使用料対象経費を、「下水道使用料算定の基本的な考え方」及び「水道料金算定要領」をベースに、固定的経費と変動的経費に分解、配賦した結果。

基本使用料で賄うべき部分 ⇒ 約30%（固定的経費の一部）

従量使用料で賄うべき部分 ⇒ 約70%（固定的経費の一部と変動的経費）

現行の使用料体系に基づく、基本使用料と従量使用料の内訳とほぼ同じ割合

⇒ **現行の使用料体系を維持し、一律に改定率分を上乗せする。**

使用料体系案

※税抜表示

【現行（公共）】

用途/区分	基本使用料		従量使用料	
	排水量	使用料	排水量	使用料 (1mにつき)
一般排水	10mまで	1,200円	11 ~ 20m	145円
			21 ~ 40m	155円
			41 ~ 100m	165円
			101 ~ 500m	176円
			501m以上	185円
特定排水	—	—	751m以上	196円
公衆浴場排水	300mまで	12,000円	301m以上	50円

※特定排水…工場・事業所などの排水のうち、1箇月当たりの排水量が750mを超えるもの。

【現行（農集）】

用途/区分	基本使用料		従量使用料
	水量	使用料	(1mにつき)
汚水	20mまで	1,900円	120円

【新体系】

用途/区分	基本使用料		従量使用料	
	排水量	使用料	排水量	使用料 (1mにつき)
一般排水	10mまで	1,330円	11 ~ 20m	161円
			21 ~ 40m	172円
			41 ~ 100m	183円
			101 ~ 500m	195円
			501m以上	205円
特定排水	—	—	751m以上	218円
公衆浴場排水	300mまで	13,320円	301m以上	56円

※特定排水…工場・事業所などの排水のうち、1箇月当たりの排水量が750mを超えるもの。

使用料改定時期（1）

案① 一括改定

令和9年10月に公共・農集ともに改定

メリット 早期に使用料収入が増える。

デメリット 農集使用者の負担が急増する。

案② 2回に分けて改定

1回目 令和9年4月又は10月に農集の使用料を公共の現行使用料と統一する。

2回目 令和10年4月に統一した使用料を11%増額改定する。

メリット 使用料改定による農集使用者の負担急増を緩和できる

デメリット 使用料収入の増加が半年遅くなる。

使用料改定時期（2）

※金額は20㎡使用の場合

